

県 相 甲 達 第 7 号  
会 甲 達 第 1 2 号  
刑 企 甲 達 第 5 2 号  
捜 一 甲 達 第 3 4 号  
平成 2 2 年 6 月 1 4 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領の制定について（通達）

このたび、犯罪被害者及びその遺族又は家族が、被害直後一時的にホテル等宿泊施設への避難が必要な場合における宿泊に要する経費を公費負担することとしたことから、別添のとおり「犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領」を制定し、平成22年6月14日から実施するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別添

### 犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領

#### 1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）が身体の安全を図るため保護を必要とする場合において、一時的な緊急避難の場所として宿泊したホテルその他の宿泊施設（以下「一時避難施設」という。）の宿泊料を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、捜査への協力を確保することを目的とする。

#### 2 対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自ら避難場所（公的施設のほか、親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると認められる被害者等に対して公費負担するものとする。

- (1) 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況であるとき。
- (2) 自宅が犯罪行為の現場となるなど、被害者等が当該自宅に引き続き居住することにより、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- (3) 被害者等が加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (4) 社会的反響が大きい事件で、被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- (5) その他被害者支援を実施する上で警察署長が必要と認めたとき。

#### 3 対象経費

被害者等が一時避難施設における宿泊にかかる実費（サービス料、消費税及び特別地方消費税を含む。）とし、飲食代、通信費等は含まないものとする。

#### 4 公費負担の期間

対象経費を公費負担する期間は、原則として1泊分とする。ただし、警察署長は必要があると認めたときは、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と協議の上、期間を延長することができるものとする。

#### 5 公費負担を除外する場合

- (1) 犯罪行為が行われた時点において、被害者と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、特段の事情があり公費負担することが妥当であると認められた場合を除く。
  - ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
  - イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
  - ウ 兄弟姉妹
  - エ 三親等内の親族又は同居の親族
- (2) 被害者に暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があったとき。

- (3) 被害者に当該犯罪行為を容認する行為があったと認められるとき。
- (4) 被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (5) 被害者が公費負担を希望しないとき。
- (6) その他公費負担することが社会通念上適切でないとき。

## 6 公費負担の手続

- (1) 前記2の対象者を認知した警察署の事件担当課長は、別記様式「一時避難場所確保に係る公費負担報告（申請）書」により警察署長に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた警察署長は、対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、事件担当課長に、被害者等に対して、この制度の趣旨及び公費負担の対象経費、期間等を説明させ、その意思を確認した上で公費負担を認定するものとする。
- (3) 事件担当課長は、上記により警察署長の認定を受けた対象経費の公費負担について、一時避難施設に対して、この制度の趣旨等を説明し、理解を得るものとする。
- (4) 警察署長は、公費負担を認定したものについて、速やかに県民支援相談課長へ報告するものとする。

## 7 運用上の留意事項

- (1) この制度は、被害者等が自ら避難場所を確保することができない場合の措置であることから、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく一時保護等、他制度による公的機関への避難や必要経費の公的給付が可能な場合及び親類、知人宅等への避難が可能な場合は、同避難場所の利用を優先させること。
- (2) 一時避難施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難に適した施設を選定すること。  
なお、一時避難施設へ協力要請を行う際には、被害者等に係る個人情報の保護に細心の注意を払うこと。
- (3) この制度の趣旨にかんがみ、被害者等の氏名、一時避難施設の名称及び場所等、一時避難措置に係る事項について保秘を徹底すること。
- (4) 被害者等の避難後は、必要に応じて一時避難施設周辺の警戒をするなど、被害者等の保護に十分留意すること。
- (5) 執務時間外であってもスムーズに対応できるよう、あらかじめ管内に協力施設を確保しておくよう努めること。また、管外に所在する施設を利用する場合もあるため、近隣署間において協力施設に関する情報の共有を図ること。

## 8 その他

- (1) 警察本部各部の特捜係等で、この制度を運用する場合は、上記手続に準ずるものとする。
- (2) この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。

別記様式

年 月 日

警察署長 殿

警察署 課長

一時避難場所確保に係る公費負担報告（申請）書

事件名（罪名）	
認知日時	年 月 日 時 分（頃）
発生場所	
事案概要	
主たる利用者	住所： 氏名（ふりがな）： 生年月日（年齢）： 年 月 日生（ 歳） 被害者との続柄：
利用人数	同伴者： 有（別紙のとおり）・ 無 計 名
宿泊施設	所在地： 名称：
利用日	年 月 日から 年 月 日まで（ 泊 ）
支払予定額	円
一時避難理由	
警察署長等の措置意見	

別紙

<p>同 伴 者 1</p>	<p>主たる利用者との続柄： 氏 名（ふりがな）： 生年月日（年齢）：           年       月       日生（    歳）</p>
<p>同 伴 者 2</p>	<p>主たる利用者との続柄： 氏 名（ふりがな）： 生年月日（年齢）：           年       月       日生（    歳）</p>
<p>同 伴 者 3</p>	<p>主たる利用者との続柄： 氏 名（ふりがな）： 生年月日（年齢）：           年       月       日生（    歳）</p>